

第7回 ALAI Japan 研究会のご案内

「テーマ1 フランスの著作権侵害訴訟

テーマ2 アーティストの追及権(1):WIPO の検討状況」

テーマ1. フランスには、知的所有権 (le droit de la propriété intellectuelle) 全体に共通する侵害訴訟 (l' action en contrefaçon) の手続があります。特に、本訴提起前に証拠収集目的でおこなう侵害物差押 (la saisie contrefaçon) の手続は実効性が高く、よく利用されています。特に、著作者の複製権を侵害して作られた物の差押については、他の知的所有権の場合よりも詳細な規定があります。

話題提供者 一橋大学大学院法学研究科教授 長塚 真琴

テーマ2. WIPO 著作権等常設委員会 (SCCR) では、追及権の議論が進展をみせています。作品がアーティストから転売された後、オークション等で再販売された際、その収益の一定割合を著作権者に還元させる権利で、日本には存在しません。今後、日本がどのように考えていくべきか、WIPO 等の状況を参考にしながら、討論します。

話題提供者 中央大学法科大学院教授 佐藤恵太

これまであまり紹介されてこなかった上記2テーマにつき、次の要領で研究会を開催しますので、万障お繰り合わせの上、お出かけください。**【会場が従来と異なります】**

日時 2018年9月6日(木) 18:30~21:00(18:15 開場)

場所 一橋大学千代田キャンパス 6階第1講義室 会場注意！！

千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内

地下鉄神保町駅 A8 出口(小学館)徒歩 3分・竹橋駅 1b 出口(パレスサイドビル)徒歩 4分

※著作権法学会研究大会の会場と同じ建物です。ただし、入口は異なります。

参加 無料、事前申込制(9月4日〆切)。非会員も参加できます

お名前(ふりがな)、ご所属、ご連絡先電子メールアドレス、ALAI 会員・非会員の別を明記の上、alajapan@yahoo.co.jp 宛に電子メールにてお申し込みください。

※提供された個人情報は、ALAI 研究会開催・学会申込みのご案内にのみ用います。

※なお、今回は、7/18 開催を予定していた研究会のリスケジュールであり、7/17 の延期告知にてお知らせした 9/21 の研究会は開催されません。